

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。本日の議案採決は電子採決システムにより行いますので、よろしく願いいたします。

○

日程第1 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第1、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠君） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの専決処分書をお開き願います。

専決処分日は、令和7年3月31日であります。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

1 ページ上段の第79条については、新たな排出ガス規制への対応のため道路運送車両法施行規則等が改正され、新たに総排気量50ccを超え125cc以下の原動機の最高出力を総排気量50ccの原動機相当に制御した2輪車両を第1種原動機付自転車と同等と位置づけたことにより、当該車両の軽自動車税種別割について現行の第1種原動機付自転車と同額とする規定の新設であります。

1 ページ下段から2ページ中段までの第85条の2については、第79条の新設規定の車両について種別割の減免を受けようとする場合、申請書に原動機の総排気量及び最高出力を記載することとする規定の整備であります。

2 ページ中段の第138条については、地方税法施行令改正に合わせて、国民健康保険税の課税額における医療分の限度額について65万円から66万円に、後期高齢者支援金については24万円から26万円に引き上げる改正であります。

2 ページ下段から3ページ中段にかけての第145条については、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援分の課税限度額の引上げに伴い、所得が一定基準を下回る世帯の応益分である均等割分と平等割分の減額制度における5割軽減の対象となる世帯の軽減判

定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者等の数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げる減額措置に係る軽減判定所得基準額の見直しの改正であります。

3ページ下段から4ページ中段にかけての附則第10条の2については、地方税法において、地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例の規定の一部廃止に伴い、項ずれの反映を行う改正であります。

4ページ中段からの附則第10条の3については、新築から20年以上が経過している一定のマンションのうち、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの区分所有に係る家屋について、区分所有者からの申告書の提出がなかった場合でも管理組合から申告書が提出された場合、減額措置の要件に該当すると認められる場合は減額措置を適用することができる規定の新設であります。

4ページ下段から5ページにかけての附則については、第1条は施行期日、第2条については固定資産税に関する経過措置、第3条については軽自動車税に関する経過措置、第4条については国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について、御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第2 承認第2号 令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第2、承認第2号令和6年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料、補正額448万4,000円の増は、保険料収入の増加によるものであります。

2 ページをお開き願います。

歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金448万4,000円の増は、保険料収入の増額に伴う広域連合への納付金の増であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ448万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億5,615万7,000円とするものであります。

なお、専決処分日は令和7年3月31日であります。

以上、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第3 報告第6号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第6号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（臼澤洋喜君） それでは内容について御説明いたします。

専決処分書を御覧願います。

1、契約の目的、（仮称）鎮魂の森整備工事その2。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式

会社、代表取締役天満昭広です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。

変更前の契約金額 2 億 4, 420 万円を 336 万 1, 600 円増額して、2 億 4, 756 万 1, 600 円に変更したものであります。

別紙資料を御覧願います。

専決処分年月日は、令和 7 年 5 月 23 日です。

変更理由は、現場精査の結果によるものです。

増額要因といたしましては、植栽工、園路整備工等の増工を受け、増額とするものです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第 6 号を終わります。

○

日程第 4 報告第 7 号 「大槌町空家等対策計画」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第 4、報告第 7 号「大槌町空家等対策計画」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） それでは内容について御説明いたします。

御手元の資料、大槌町空家等対策計画の 2 ページを御覧ください。

第 1 章、計画の概要です。

ここでは、計画策定の背景と位置づけについて記載をしています。

本計画の策定の背景ですが、少子高齢化による人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化等により空き家が年々増加しています。適切な管理が行われていない空き家は、建物の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、このまま空き家の数が増加すれば一層深刻化することが問題となることから、大槌町空家等対策計画を策定するものです。

計画の位置づけについては、法や国の指針を根拠として策定するものであり、県の計画や町の第 9 次大槌町総合計画などとの整合性を図っています。

3 ページでは、本計画の計画期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間としており、社会経済情勢の変化や関係法令等の改正や関連計画の改訂等に合わせ、

必要に応じて内容の見直し、あるいは期間の延長を行います。

次に、対象とする空き家の種類について分類しており、今後この区分ごとに空き家と思われる建築物を認定し、それぞれ適切な措置を行います。

対象とする地域は町内全域としています。

4ページを御覧ください。

第2章、人口と空き家の状況と課題です。

ここでは、人口と空き家の状況と課題について、5ページでは人口の将来推計について記載をしており、6ページから7ページでは住宅数と空き家数の推移について記載をしています。

8ページから10ページでは、令和6年度に実施した空き家実態調査の結果を整理しており、今後も継続的な状況把握が必要となっています。

11ページから12ページは、所有者への意向調査結果をまとめたもので、今後空き家の維持管理や除却に対する助言や支援、利活用へ向けた取組が必要であることが分かります。

13ページでは、空き家に関する課題を整理しており、課題は4点に分類しています。

1つ目が少子高齢化による人口減少に伴う空き家数の増加、2つ目が適切な管理が行われていない空き家、危険性の高い空き家への対策、3つ目が空き家の利活用へ向けた取組、4つ目が空き家実態の継続的な把握及び情報管理となっております。

14ページを御覧ください。

第3章、空き家対策における基本方針です。

先ほどの課題を踏まえ、空き家対策における基本方針を4点に分類しています。

1つ目が空家等の適切な維持管理、2つ目が悪影響を及ぼす管理不全空家等及び特定空家等への対応、3つ目が空き家や空き家除却後の跡地の利活用への取組推進、4つ目が空き家実態の継続的な把握及び体制整備となっております。

15ページは、課題と基本方針を踏まえた施策の体系フローとなっております。

16ページをお願いします。

第4章、空き家対策における施策展開です。

空き家の発生の抑制と適切な管理の促進について、3つの施策を展開してまいります。

1つ目が適切な管理に関する周知・啓発、2つ目が空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の周知、3つ目が空き家の相続登記の促進となっております。

17ページから18ページでは、管理不全空家等または特定空家等に対する措置について記載をしており、19ページでは危険性が高い状況における応急措置について記載しています。

20ページをお願いします。

空き家及び除却した空き家に係る跡地の活用の促進について記載をしており、4つの施策を展開していきます。

1つ目が関係団体等との連携、2つ目が空き家・空き地バンクの設置、3つ目が移住定住施策への活用検討、4つ目が福祉施策への活用検討となっております。

21ページでは、各施策の実施体制について記載をしており、地域整備課内に相談窓口を設置するとともに、社会情勢の変化や国の施策等を注視し、空き家対策の効果、体制等を見極め、空き家対策の効果がより高まるよう努めるものとしております。

以上で、大槌町空家等対策計画の報告を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 本格的にこの空き家対策が動き出して、私も自治会と住民さんからも隣の家が危ない的な話は聞くんですけども、例えば9ページ、不良度ランクのDランク、倒壊等の可能性があり現状のままで利用不可能というところが町内に大体33件あるわけですよね。これは外観調査とか、例えば17ページ、18ページ見れば、管理不全なのか、特定空家なのかという分類も済んでいる段階に入っている、この33件についてはね、という段階なんですか。それとも、33件外観調査して、これからこの委員会に行って審議して、どっちかに分類していくという今の段階なんでしょうか。そこら辺をまず。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり、今現在国の基準に基づいて算定した数について記載をしているものであって、今後委員会ないし協議会で諮って正式認定をしていって、正確な戸数を見極めていくと、そういうことになります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） ということは、次が17、18ページの措置に行くわけですよね、措置に。委員会を開催して、これが管理不全だったり特定空家に行ったときに、ちょっとスピード感を持ってやってほしいという意味で聞いているんですけども。19ページにおいて、危険性が高い、倒壊のおそれがあるところは応急処置するんだよという話です

よね。なので、例えば秋になれば台風の季節になるとなったときに、もう今33件あるのであれば、そういう調査を進めていってその対策みたいなものがすぐすぐ行くものなのか。ただ、法令によってこれだけ手順を踏まなければならないのであれば、大体このスケジュール感というのはどのように今後なっていくんですかね。例えばですよ、33件のうち、外観調査をしているので、あとは委員会に諮問して半年ぐらいで調査結果をちゃんとしてやると。管理者に、所有者に、おたくの家はもうこういう家だから壊すなり何とかしてくださいよと。それが聞き入れられなければこのような手順で行く、しかしながら秋口に台風が迫っている、隣の屋根が飛びそうだ、というのが実態なわけですよ。こういうふうなの、ちょっと分かりやすく、今後どのように進めていくのかお知らせください。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） 所有者が特定できる場合には、事前に所有者に対して、例えば草刈りだったりとか樹木の枝打ちであったりとか、建物の壁とか屋根とかの修繕であったりとか、もしくは応急措置ですね、そちらを促していきます。

仮に、所有者が不明な場合は、近隣に被害を与える可能性が急務であるといった場合については、町で応急的な措置を行うこととしています。ただし、それらに伴ってかかった費用については、所有者が明らかになった段階でそちらに請求することを原則とはしています。

また除却の関係、解体ですね、そちらの関係になりますけれども、そちらについては、行政代執行の手続を踏む必要があるので、そちらについては簡便化することはちょっとできませんから、どうしても時間がある程度は要するといったことになります。

スケジュール感ですけれども、今年度中において特定空家ないし管理不全空家の認定をしてしまいます。それを基に、助言とか指導とかそういったものを所有者の方に行っていくって、それが聞き入れられない場合については命令とかそういった措置を行ってにおいて、行政代執行に移行していくと。それが来年度以降ということになると思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○12番（芳賀 潤君） 3回目なのであれですけれども、その危険性が高い倒壊のおそれ、異常気象の影響、暴風でという話もある一方で、もう管理不全に伴いガラスも割れているような家というのはもう獣のすみかになっているんですよ。これだったって台風被害以上に近隣の人は、悪臭であるだとか、例えばハクビシンが繁殖している、猫がいつ

ばいだ、いろいろな問題があるわけですね。屋根が飛ぶ以外にも。そういうものというの、こういう迷惑空き家みたいなものに類するんですかね。それとも、あくまでもその建物が管理不全で壊れるとかなんとかという類いのものなんですかね、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋君） まず最初に、管理不全空家については、まだ維持修繕をすればそれ以上に劣化することがないといったところのぎりぎりのところというふうに認識しておいて、特定空家に移行するともう、議員のおっしゃるとおり、どうにもならないというか、もう倒壊のおそれがある建物ということになると思います。

その窓ガラスが破れていたりとかして、中に獣ないし動物とか繁殖しているよとかということのお話ですけども、そちらについては今回の特定空家とかの判定基準には該当しなくて、あくまでも建物の判定基準ということになっています。特定空家に移行しないように助言とかそういったものを行っていくわけですが、特定空家になる前に措置をしたいというのが第一の考え方、そうなる前であれば、例えば移住定住施策であったりとかそういったものとかにも活用できると思われまして、特定空家に極力行かないように抑えていきたいというのが今回の計画の基本的な考え方となっております。

○議長（小松則明君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号を終わります。

○

日程第5 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

令和6年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、7事業、総額2億9,447万3,000円を令和7年度に繰り越すものであります。

それでは、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。

（仮称）みんなのひろば整備事業1,375万円。（仮称）鎮魂の森整備事業1億6,117万

1,000円。農業振興費374万円。企業立地促進事業7,898万5,000円。地震津波対策事業1,359万6,000円。地域防災緊急整備事業550万円。農業施設災害復旧事業1,773万1,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） この7つの繰り越された事業ということで、新年度が2か月も過ぎた中での、既にもう終わったもの、あるいはまたこれからかかるもの等があるのであれば、まずその進捗具合をお尋ねしたいと思います。終わったものはどれという感じで、まず。

○議長（小松則明君） 各課で発言をお願いいたします。文化活動所長。

○文化活動交流施設所長（臼澤洋喜君） 上から2つ、（仮称）みんなのひろば整備事業と、それから（仮称）鎮魂の森整備事業ですけれども、（仮称）みんなのひろば整備事業については、こちら設計費になりますので、今まだ使っている段階であります。（仮称）鎮魂の森整備事業については今月末の工期となっております。

以上です。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

農業振興費の農業振興地域計画の見直しの業務委託については、9月末の完了予定をしております。

商工費の地場産業拡大支援事業補助金については、7月中に確認をしております。

最後の災害復旧費のほうの小鍬の農業用施設災害復旧工事については、6月末で終了することとなっております。

○議長（小松則明君） 防災対策課長。

○防災対策課長（四戸直紀君） お答えをいたします。

地震津波対策事業ということで、大ケ口の避難施設の詳細設計の業務となっております。これに関しましては、5月末で業務を完了しております。

2点目の地域防災緊急整備事業ということで、これは避難所等への備品の購入ということで、これから入札を執行して購入を進めていく予定でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） 分かりました。それぞれの事業、終わったもの、もうすぐ終わるもの等々がまず把握できたと思います。ありがとうございました。

そこで、この一番の下段の災害復旧費の関係なんですが、今月末に検査があるんでしょう。そこでこの農業用水の部分に関しましては、この部分を使って数年休んでいた田んぼが今年復旧されて田植が済んだという事実もありますので、この部分に関してはまず、すごくいい仕事をしたなというように捉えております。

この説明の中なんですが、繰越し理由というところで並べられているんですが、河川組合との協議というところがあります。昨今の状況を見ますと、大雨だったりあるいは干ばつだったりというところに、農業用水のタイミングがぶつかった場合、どうしても県の管理の部分、そしてまた河川組合との協調の部分等々があって、農業者が自らそちらのほうに対応するというのがなかなか難しいことがあるんです。ですので、そういうときに、今までもやってはおりますが、産業振興課、農業担当の部分がですね、県なりあるいは河川組合と事前にこういうときが生じた場合は、まず速やかにやりましょうというような協定があるとは思いますが、改めてその部分を確認してみたいと思います。そしてまた、もしあるのであればそれを徹底していただきたいし、ないのであればそういうような取組を進めていただきたいというところの確認ですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。（「お時間を」の声あり）

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時28分

○

再 開

午前10時32分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

協定については、協定のようなそういう存在というか、協定はございません。ですので、その都度河川組合とか、あと流域治水協議会等と、随時、あったらすぐ相談するような体制を、今後も引き続き対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○11番（東梅康悦君） まずその協定はないということなんですが、常に県なり組合等でですね、担当課が密接に協調し合って、取り組んでいただきたい。

この頃夏がすごく暑いもので、なかなか雨が降らなく、そしてまた川の流れが細くなるというのがこの頃見えてきておりますので、そういう場合どうしても川を、まず、何

かいじくったくなるわけですね。そういう場合は、まず速やかにいくような、役場としての取組、支援ですね、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

○

日程第6 報告第9号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第6、報告第9号事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは内容について御説明いたします。

次ページをお開き願います。

令和6年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、1事業を令和7年度に繰り越すものであります。

それでは、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。

農業施設災害復旧事業36万3,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号を終わります。

○

日程第7 議案第33号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第33号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○

日程第8 議案第34号 大槌町鎮魂の森の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案34号大槌町鎮魂の森の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。文化活動交流施設所長。

○文化活動交流施設所長（臼澤洋喜君） それでは内容について御説明いたします。

大槌町鎮魂の森設置及び管理に関する条例を御覧願います。

第1条は、設置の目的を定めるものでございます。

第2条は、名称及び位置を定めるものでございます。

第3条から第8条までは、使用の許可、使用の制限、使用許可の取消し等、使用料、行為の禁止、損害賠償について、それぞれ明文化したものでございます。

第9条は、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものを定めてございます。

条例の施行日は、令和7年8月5日でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第35号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案35号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠君） それでは内容について御説明いたします。
次ページの新旧対照表をお開き願います。

1 ページ上段の第19条については、賦課徴収等に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでない場合に、送達に代えて地方団体の掲示場に掲示し、一定期間の経過により送達があったものとみなす公示送達制度について、公示送達を実施する際に公示する事項をインターネットを通じて閲覧することができるようにするための規定の整備による改正であります。

1 ページ中段の第19条の2については、第19条の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

1 ページ下段から2 ページ上段までの第35条の2については、所得税において、納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満等の親族や、前年の合計所得金額123万円以下であることなどの一定の要件を満たす扶養親族を有する場合に所得控除が適用される特定親族特別控除が創設されたことに伴い、個人町民税においても同様に所得割の基礎となる総所得金額等から控除する所得控除に特定親族特別控除額を追加する改正であります。

2 ページ中段から3 ページ上段までの第37条の2については、特定親族特別控除の創設に伴い、申告義務が免除される公的年金等受給者で、前年中において公的年金以外の所得を有しなかった者で特定親族特別控除の適用を受けようとする者が、合計所得金額が85万円を超え123万円以下の特定親族特別控除の対象者を有する場合、個人町民税申告書の提出を必要とする規定の整備による改正であります。

3 ページ中段の第37条の3の2については、給与所得者が提出する扶養親族等申告書への記載事項として、特定親族特別控除の創設に伴い、地方税法第314条の2第1項第12号に規定する特定親族を追加する改正であります。

3 ページ下段から4 ページ中段までの第37条の3の3については、所得税法上公的年金等受給者に係る扶養親族申告書の提出を必要としない公的年金等受給者であっても、特定配偶者及び扶養親族を有する者については扶養親族等申告書を提出することとなって

いるところ、特定親族特別控除の創設に伴い、扶養親族等申告書への記載事項として特定親族を追加するほか、記載する特定親族については合計所得が85万円以下の者とする改正であります。

4 ページ中段から 6 ページ上段までの附則第16条の2の2については、たばこ税の課税標準が紙巻きたばこの本数とされているところ、今般の税制改正により、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方式を従来の重量及び小売定価を基に紙巻きたばこへ換算する方法から重量のみに換算する方法に見直されたことに伴い、課税標準の特例を規定する改正であります。

6 ページ上段から 7 ページにかけての附則については、第 1 条は施行期日、第 2 条は公示送達に関する経過措置、第 3 条は町民税に関する経過措置、第 4 条は町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 10 議案第 36 号 大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親
家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第36号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一君） それでは内容について御説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。

岩手県の子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭給付助成事業補助金交付要綱が改正され、補助対象に精神障害者手帳 1 級に該当する者が追加されたことから、町の条例についても対象を追加する旨、記述を追加するものであります。

なお、施行期日は令和7年8月1日であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第37号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木育也君） それでは、内容について御説明いたします。

1、契約の目的、大槌町多目的体育館（弓道場）改修工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約の金額、1億3,200万円。

契約の相手方、岩手県大船渡市盛町字田中島27番地1、株式会社佐賀組、代表取締役高橋 賢です。

次のページの資料をお開きください。

仮契約締結年月日は、令和7年4月30日です。

令和7年4月22日に入札を執行し、入札参加事業者は2社でありました。

実施理由ですが、大槌町公共施設個別施設計画に基づき公共施設の長寿命化を図ることを目的として、経年劣化が進んでいる屋根や外壁等を改修するとともに、排水設備や照明設備を改修することで、利用者の利便性を高めようとするものです。

工事場所、上閉伊郡大槌町小槌第22地割地内。

工事期間、本契約日から270日間です。

施工概要ですが、屋根改修、外壁改修、排水設備改修、照明設備ほか改修、各一式です。

建物概要については記載のとおりです。

次ページに立面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、東梅康悦君の退場を求めます。

○

日程第12 議案第38号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第38号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） それでは、内容について御説明いたします。

1、譲渡の目的、農事組合法人大槌結ゆいが行う営農活動の用に供するため。

2、譲渡する財産、別紙をお願いいたします。

譲渡する財産は、大槌町大槌第5地割字恵水溝75番地1にあります軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て、評価額は294万8,810円です。

施設の位置図と施設概要は記載のとおりとなります。

議案書にお戻りください。

3、譲渡の相手方、大槌町桜木町7番32号、農事組合法人大槌結ゆい、代表理事佐々木重吾であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

たします。

押し忘れはございませんか。ないですね。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第39号 財産の無償貸付に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第39号財産の無償貸付に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

本議案は、平成31年3月22日に三陸鉄道株式会社に鉄道事業用資産を無償貸付とする鉄道事業用資産の使用貸貸契約に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページの資料を御覧ください。

変更する内容は、線路側溝の数量の減であります。

変更前1,088.3メートルを105メートル減し、変更後983.3メートルとするものであります。

変更となった理由は、大槌町鎮魂の森整備において、鉄道用地内の線路側溝の一部を鎮魂の森敷地内に移設したことから、鉄道用地内の線路側溝が減となったものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時53分

○

再開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第14 議案第40号 令和7年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定める
ことについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第40号令和7年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

10款地方交付税、補正額18万9,000円の増は、集落支援員配置事業による特別地方交付税の増であります。

14款国庫支出金、補正額6,963万6,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等であります。

15款県支出金、補正額173万円の増は、介護施設等整備事業補助金であります。

18款繰入金、補正額9,727万3,000円の増は、地場産業拡大支援事業の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金等であります。

20款諸収入、補正額200万円の増は、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金であります。

21款町債、補正額1,040万円の増は、国土交通省管轄国庫補助金内示額が要望額に対し下回ったため、町債で補填するものであります。

2ページをお願いします。

歳出。

2款総務費、補正額5,583万7,000円の増は、定額減税補足給付金及び給付に係る事務費等の増であります。

テレビ機能付カーナビが設置された公用車リース車両4台がNHK受信契約が未契約と判明し、遡及分も含めたNHKテレビ放送受信料38万2,000円も計上しております。

3 款民生費、補正額1,937万2,000円の増は、介護施設費等整備事業費補助金等の増であります。

4 款衛生費、補正額731万3,000円の増は、水道事業会計負担金の増であります。

7 款商工費、補正額 1 億834万2,000円の増は、地場産業拡大支援補助金、地域商品券事業費補助金の増であります。

9 款消防費、補正額50万7,000円の増は、テレビ機能付カーナビが設置された消防団車両5台がNHK受信契約が未契約と判明し、遡及分も含めたNHKテレビ放送受信料の増であります。

10 款教育費、補正額1,014万3,000円の減は、入札執行により不用となったスクールバス運転業務委託料の減等であります。

3 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

一般会計出資事業1,800万円、2,070万円。

道路橋梁整備事業 1 億6,960万円、1 億7,260万円。

大ケロ地区津波避難施設整備事業1,800万円、2,270万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億8,122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,212万円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。

第2表 地方債補正変更。進行いたします。

6 ページをお開きください。

歳入。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

3 項委託金。進行いたします。

15 款県支出金 2 項県補助金。進行いたします。

18 款繰入金 2 項基金繰入金、7 ページ上段まで。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

8ページです。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

2項徴税费。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費、9ページ上段まで。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

7款商工費1項商工費。山崎 充君。

○2番（山崎 充君） 地域商品券の件でちょっと確認とお願いでございます。

事業者の方が換金する場合に商工会に持っていくんですけども、それから換金されて自分の口座に入る、要はお金になるまでどのぐらいかかりますでしょうかという確認と、それからあと事業者にとっては日銭でね、言い方失礼ですけども、そういう内容で経営している方結構いらっしゃるので、やっぱりその辺のタイムラグ、送金までの日にちをですね、なるべく短縮してもらいたいというお願いでございます。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志君） 議員の質問にお答えいたします。

まず、商工会のほうの支払いについては、商工会のほうの支払いの期日が多分ございますので、そちらも確認しながらですね、今議員がおっしゃるとおり、この件に関しては事業者さんの支援になるものなので、なるべく早くするようにですね、商工会と今後そこを詰めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

9款消費費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費、10ページ上段まで。阿部俊作君。（「10ページ上段まで進んだ、じゃあいい」「進行」の声あり）進行します。

4項義務教育学校費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 請願第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める請願

○議長（小松則明君） 日程第15、請願第1号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める請願についてを議題といたします。

本件は、総務教民常任委員会へ審査を付託したものであります。委員長報告を求めます。澤山美恵子委員長、御登壇願います。

○総務教民常任委員長（澤山美恵子君） 請願第1号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める請願の審査結果を報告いたします。

本請願は、今定例会において付託されましたことから、去る6月6日に委員会を招集し、委員全員にて審査をいたしました。

審査では、判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求であります。この請求によって無罪が確定した事例も承知しているところであり、冤罪は決してあってはなりません。しかしながら、この件は多くの法律専門家が幾度となく協議を重ねていてもいまだ結論に至っていない複雑かつ難しい案件であります。真摯に審査させていただきましたが、地方議会が判断すること事自体が非常に困難であり、専門家の判断を待つべきとし、本請願を不採択とすべきものと決定いたしました。

審査結果については、請願審査報告書のとおりでございます。

○議長（小松則明君） 自席にお戻りください。

本案件は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。これは、委員長の報告に対する討論でございます。

○10番（阿部俊作君） 委員長報告ではないです。

- 議長（小松則明君） ではない。
- 10番（阿部俊作君） 請願に対しての説明及び賛成討論ですけれども……。
- 議長（小松則明君） 委員長報告に対しての……。 （不規則発言あり）
- 10番（阿部俊作君） 了解です。取り下げます……。
- 議長（小松則明君） 取り下げますか。進行いたします。

討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

○

日程第16 請願第2号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願

- 議長（小松則明君） 日程第16、請願第2号訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願についてを議題といたします。

本件は、総務教民常任委員会へ審査を付託したものであります。委員長の報告を求めます。澤山美恵子委員長、御登壇願います。

- 総務教民常任委員長（澤山美恵子君） 請願第2号訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願の審査結果を報告いたします。

本請願は、今定例会において付託されましたことから、去る6月6日に委員会を招集し、委員全員にて審査をいたしました。

請願のとおり訪問介護は独り暮らしの高齢者をはじめ、要介護者やその家族を支える欠かせないサービスであり、このままでは介護人材の人手不足の懸念はますます深刻化するものと予想されます。

審査の結果、採択すべきものと決定し、国及び関係省庁に意見書を提出することを適当と認めます。

審査結果については、請願審査報告書のとおりでございます。

- 議長（小松則明君） 本案件は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います

がこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

請願第2号が採択されましたので、協議のため暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時22分

○

再 開

午前11時27分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、発議案1件が追加提出されました。会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、順序を変更し直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 発議案第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案の提出について

○議長(小松則明君) 追加日程第1、発議案第1号訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐々木慶一委員長。

○議会運営委員長(佐々木慶一君) 発議案第1号訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護

報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案の提出について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、今定例会において請願第2号として提出され、先ほど本会議において採択されましたことから、意見書を提出することといたしました。

提案の趣旨は、意見書案のとおりでございますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案件につきましては議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議員派遣の件

○議長（小松則明君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することとなりますので御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

○

日程第18 閉会中の継続調査の件

○議長（小松則明君） 日程第18、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務教民、産業建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありまし

た。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年6月大槌町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時32分

上記令和7年6月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員